

平成 2 9 年 第 2 回 定 例 会

総務企画常任委員会会議概要

委 員 長 奈良岡 隆

副委員長 村 川 みどり

1 審査日時 平成29年6月19日（月曜日）

2 審査場所 第1委員会室

3 審査案件

- 議案第107号 専決処分の承認について（青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）
- 議案第114号 青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第118号 契約の締結について（青森市スポーツ広場多目的グラウンド人工芝整備工事）
- 議案第119号 契約の締結について（青森市立小柳小学校校舎等改築工事）
- 議案第120号 契約の締結について（青森市立小柳小学校校舎等改築電気設備工事）
- 議案第121号 契約の締結について（青森市立小柳小学校校舎等改築暖房換気設備工事）
- 議案第122号 契約の締結について（旧青森市中央部学校給食共同調理場解体工事）
- 議案第123号 契約の締結について（旧青森市西部学校給食共同調理場解体工事）
- 諮問第2号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第3号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第4号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第5号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第6号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第7号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 請願第5号 平和大使事業の復活を求める請願

○出席委員

委員長	奈良岡	隆	委員	仲谷	良子
副委員長	村川	みどり	委員	大矢	保
委員	山脇	智	委員	赤木	長義
委員	奈良	祥孝	委員	花田	明仁
委員	小豆畑	緑			

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

市民政策部長	福井正樹	総務部参事	廣津明男
市民政策部理事	横内修	総務部参事	山谷直大
市民政策部理事	舘田一弥	総務部参事	大久保文人
総務部長	鈴木裕司	総務部参事	吉本雅治
総務部理事	加藤文男	財務部次長	岸田耕司
総務部理事	蝦名幸悦	財務部次長	川村敬貴
財務部長	小川徳久	財務部参事	奥崎文昭
会計管理者	小鹿継仁	浪岡事務所次長	長谷川敬
選挙管理委員会事務局長	三上正俊	企画課長	菊池朋康
監査委員事務局長	貝森敦子	消防本部庶務課長	小林雅憲
市民政策部参事	田中聡子	関係課長等	
総務部参事	小野正貴		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	花田昌	議事調査課副参事	横内英雄
---------	-----	----------	------

○奈良岡隆委員長 これより総務企画常任委員会を開会いたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案 8 件及び諮問 6 件並びに請願 1 件の計 15 件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第 107 号「専決処分の承認について(青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について)」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 議案第 107 号専決処分の承認について御説明いたします。

お手元の資料青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の概要についてごらんください。

まず、改正の経緯について御説明いたします。

消防団員等が公務災害により損害補償を受ける場合、死亡や負傷などの原因が確定した日に扶養親族がいるときには、損害補償の算定の基礎となる損害補償額に、扶養親族のある場合の加算額を加算して支給しております。

このたび、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正によりまして、補償基礎額の扶養親族のある場合における加算額及び加算対象について改正されましたことから、青森市消防団員等公務災害補償条例に規定しております加算額などにつきましても所要の改正を行ったものであります。

今回の改正は、加算額が引き下げとなるものがありますことから、政令の施行日以降に条例改正した場合の不利益の遡及を避けるため、平成 29 年 3 月 31 日付でやむを得ず専決処分により制定したところであります。

次に、改正の概要につきまして御説明いたします。

本条例第 5 条第 3 項に規定しております扶養親族のある場合の加算額及び加算の対象の改正につきましては、まず第 1 号の加算額を「433 円」から(下の表の)「333 円」に改正し、第 2 号の区分について「22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫」を「22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」に改正し、また、第 2 号の加算額を「217 円」から「267 円」に、配偶者がいない場合の加算額を「367 円」から「333 円」に改正し、次に、改正後の第 3 号の区分に新たに「22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫」を新設し、第 3 号から第 6 号の区分で配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額について「300 円」としたところがあります。

なお、本議案については、本条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づいて、平成 29 年 3 月 31 日付で専決処分により制定、公布し、平成 29 年 4 月 1 日に施行したところであり、同条第 3 項の規定に基づいて議会上に報告し、その承認を求めるものであります。

なお、参考までに条例改正の新旧対照表をお配りしておりますが、これに係る説明については割愛させていただきます。

以上、青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げましたが、何とぞ御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 107 号は、承認すべきものと決しました。

次に、議案第 114 号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。財務部長。

○小川徳久財務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 114 号青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お配りしております資料 1 議案第 114 号関係及び資料 2 議案第 114 号関係であります。

今回の改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、我が国経済の成長力を底上げするための地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、青森市市税条例等において改正が必要な項目について改正しようとするものであります。

主な改正項目は、資料 1 青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定についての表紙にあります、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に係る 3 点となります。

それでは、各改正項目について順に御説明申し上げます。

まず、資料 1 ページをごらんください。固定資産税におけるわがまち特例についてであります。

わがまち特例とは、地方公共団体がこれまで以上に地域の実情に対応した政策を展開できるよう、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた軽減割合等を、地方税法で定める範囲内で地方公共団体が自主的に判断し、条例で定めることができるものであります。

平成 29 年度税制改正における地方税法の改正では、表に示されております企業主導型保育事業に係る固定資産、事業所内保育事業等の用に供する家屋及び償却資産、市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の特例措置について、わがまち特例が導入され、いずれも一定要件を満たす対象資産について、固定資産税の課税標準額を算出する際、各資産の価格に乗じる特例割合を、条例により定めることとされました。

そこで、本市におきましては、その特例割合について、それぞれ表の右側の特例割合の欄にあるとおり、一定の範囲の中で、国が参酌すべき基準として示した割合を用いることとし、企業主導型保育事業に係る固定資産につきましては 2 分の 1、事業所内保育事業等の用に供する家屋及び償却資産につきましては 2 分の 1、市民緑地の用に供する土地につきましては 3 分の 2 として条例で定めるものであります。

なお、この特例につきましては、それぞれ表の下に米印で施行日を記載しておりますが、企業主導型保育事業に係る固定資産及び事業所内保育事業等の用に供する家屋及び償却資産につきましては平成 30 年度課税分から適用することとされております。また、市民緑地の用に供する土地につきましては都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日以後に設置、管理した緑地について適用することになっておりますが、同法が今月の 15 日に施行されましたことから、平成 30 年度課税分から適用されることとなります。

続きまして 2 ページをごらんください。次に、軽自動車税に係るグリーン化特例の見直しについてであります。

大気汚染の改善及び地球温暖化の防止を図る観点から、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じて、取得した翌年度分の軽自動車税を軽減するグリーン化特例が、平成 27 年度税制改正で平成 28 年度課税分のみの措置として導入され、さらに、平成 29 年度課税分についても延長適用されてきたところであります。

このたびの地方税法の改正では、平成 30 年度及び 31 年度課税分につきましても、重点化を行った上で適用期限を 2 年延長することとされておりました。平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに新規取得した三輪以上の軽自動車に係る翌年度分の軽自動車税について、2 ページの中ほどの表にありますとおり、75%軽減の対象となる区分は変わりませんが、50%軽減の対象となる区分を平成 32 年度燃費基準プラス 20%達成から平成 32 年度燃費基準プラス 30%達成に、また、25%軽減の対象となる区分を平成 32 年度燃費基準達成から平成 32 年度燃費基準プラス 10%達成にそれぞれ重点化されております。これによります軽自動車税の額は、2 ページの表の下にありますとおり、適用前の税額からそれぞれ 75%、50%、25%軽減された額となります。

なお、補足にありますとおり、平成 28 年に発覚いたしました燃費試験不正問題を受けまして、自動車メーカーの不正行為によって、平成 29 年度課税分以後の軽自動車税に不足税額が生じた場合には、当該自動車メーカーに対し、当該不足税額を納める義務を課する新たな措置についても規定することとしております。

次に、3 ページをごらんください。国民健康保険税における低所得者に対する軽減の拡充についてであります。

国民健康保険税の軽減につきましては、国が定める基準により、その措置を行っており、今回も低所得者のさらなる負担軽減拡充の観点から、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の判定基準が引き上げられたことにより市税条例を改正するものであります。

具体的には、軽減の判定基準となります所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を、5 割軽減については、これまでの 26 万 5000 円から 27 万円に、2 割軽減につきましては、これまでの 48 万円から 49 万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡充を図るものとなっております。

なお、この規定につきましては、平成 29 年度課税分の国民健康保険税から適用することとされております。

以上の改正のほか、引用する法律においてなされた特例の適用期限の延長、規定の明確化、手続規定の整備等に伴う改正や、字句の整理、条項ズレ等に伴う改正につきましても所要の整備を行っております。

以上、議案第 114 号青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 114 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 118 号「契約の締結について（青森市スポーツ広場多目的グラウンド人工芝整備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案第 118 号契約の締結について（青森市スポーツ

広場多目的グラウンド人工芝整備工事) について御説明申し上げます。

お手元の契約の締結についての資料をごらんください。

3の工事の内容から御説明させていただきます。工事の内容につきましては、青森市スポーツ広場の多目的グラウンドにおきまして、人工芝及び照明施設の整備を行うものであります。

4の工期につきましては、平成30年3月23日までとなっております。

5の整備規模につきましては、人工芝9916平方メートル、照明塔を8基設置するものであります。

6のスケジュールにつきましては、記載のとおりとなっております。

7の入札結果につきましては、去る4月26日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、2億4621万428円で株式会社武田建設と契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第118号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号「契約の締結について（青森市立小柳小学校校舎等改築工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案第119号契約の締結について（青森市立小柳小学校校舎等改築工事）について御説明申し上げます。

お手元の契約の締結についての資料をごらんください。

3の工事の内容から御説明させていただきます。工事の内容につきましては、校舎等の改築工事を行うものであります。

4の工期につきましては、平成31年3月1日までとなっております。

5の規模、構造につきましては、校舎棟が鉄筋コンクリート造3階建てで、延べ床面積6341.00平方メートル、地域開放や放課後子ども教室、放課後児

童会等に使用される地域連携棟が鉄骨造2階建てで、延べ床面積757.76平方メートルとなっております。

6のスケジュールにつきましては、記載のとおりとなっております。

7の入札結果につきましては、去る4月26日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、19億9692万円で内海・黄金・志田建設工事共同企業体と契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として外観透視図、いわゆるパース、そして入札執行票及び公告を添付しております。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第119号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号「契約の締結について（青森市立小柳小学校校舎等改築電気設備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案第120号契約の締結について（青森市立小柳小学校校舎等改築電気設備工事）について、御説明申し上げます。

お手元の契約の締結についての資料をごらんください。

3の工事の内容から御説明させていただきます。工事の内容につきましては、先ほど御説明申し上げました青森市立小柳小学校校舎等改築工事を行うに際し、それに付随する電気設備工事を行うものであります。

4の工期につきましては、平成31年3月1日までとなっております。

5の規模、構造につきましては、記載のとおりとなっております。

6の工事種目につきましては、電灯設備工事を初め、動力設備工事、電熱設備工事のほか、資料記載の各工事となっております。

7の入札結果につきましては、去る4月26日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、1億7437万3560円で野呂電気株式会社と契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。
以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○**奈良岡隆委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 120 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 121 号「契約の締結について（青森市立小柳小学校校舎等改築暖房換気設備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○**加藤文男総務部理事** 議案第 121 号契約の締結について（青森市立小柳小学校校舎等改築暖房換気設備工事）について御説明申し上げます。

お手元の契約の締結についての資料をごらんください。

3 の工事の内容から御説明させていただきます。工事の内容につきましては、先ほど御説明申し上げました青森市立小柳小学校校舎等改築工事を行うに際し、それに付随する暖房換気設備工事を行うものであります。

4 の工期につきましては、平成 31 年 3 月 1 日までとなっております。

5 の規模、構造につきましては、記載のとおりとなっております。

6 の工事種目につきましては、ガス暖房設備工事を初め、空調設備工事、換気設備工事のほか、資料記載の各工事となっております。

7 の入札結果につきましては、去る 4 月 26 日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、1 億 2427 万 1269 円で大管工業株式会社と契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○**奈良岡隆委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 121 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 122 号「契約の締結について（旧青森市中央部学校給食共同調理場解体工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案第 122 号契約の締結について（旧青森市中央部学校給食共同調理場解体工事）について御説明申し上げます。

お手元の契約の締結についての資料をごらんください。

3 の工事の内容から御説明させていただきます。工事の内容につきましては、給食調理場解体工事、付属構造物解体工事等を行うものであります。

4 の工期につきましては、平成 30 年 6 月 30 日までとなっております。

5 の規模、構造につきましては、敷地内に建設された鉄骨造 2 階建て、延べ床面積 1481.20 平方メートルの事務・調理棟及びコンクリートブロック造平屋建て、延べ床面積 17.43 平方メートルの汚水処理施設棟の解体撤去等を行うものであります。

6 のスケジュールにつきましては、記載のとおりとなっております。

7 の入札結果につきましては、去る 4 月 26 日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、2 億 2740 万 6330 円で株式会社藤本建設と契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、御説明申し上げますが、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 122 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 123 号「契約の締結について（旧青森市西部学校給食共同調理場解体工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案 123 号契約の締結について（旧青森市西部学校給食共同調理場解体工事）について御説明申し上げます。

お手元の契約の締結についての資料をごらんください。

3 の工事の内容から御説明させていただきます。工事の内容につきましては、給食調理場解体工事、付属構造物解体工事等を行うものであります。

4 の工期につきましては、平成 30 年 6 月 30 日までとなっております。

5 の規模、構造につきましては、敷地内に建設された鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建て、延べ床面積 1499.69 平方メートルの事務・調理棟及び鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積 12.76 平方メートルの汚水処理槽機械室の解体撤去等を行うものであります。

6 のスケジュールにつきましては、記載のとおりとなっております。

7 の入札結果につきましては、去る 4 月 26 日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、2 億 537 万 8630 円で株式会社西田組と契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 契約自体はいいんですけど、工事の際の子どもたちの動線について教育委員会は考えてますか。ここを子どもたちが通って歩くので……（「その他の時間で聞けばいいのではないか。契約の話とごちゃごちゃになってしまう」と呼ぶ者あり）意見です。子どもたちの動線にきちんと配慮して、くれぐれも事故のないように、最初からちゃんと決めてもらいたい。ここについて、私たちは以前質問して、通学路になっているところなので、その辺はよろしくお願いいたします。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 123 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第 2 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 7 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 6 件については、内容に関連があることから一括議題といたします。

各諮問の内容及び各諮問に対する市当局の見解等について説明を求めます。
総務部長。

○鈴木裕司総務部長 諮問第 2 号、諮問第 4 号及び諮問第 6 号の下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について及び諮問第 3 号、諮問第 5 号及び諮問第 7 号の下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問についての 6 件につきましては、内容に関連がありますので、まとめて御説明させていただきます。

お手元の資料 1 審査請求に係る諮問事案の概要をごらんください。

まず、1 の処分の内容につきましては、本件事案に係る審査請求につきましては、下水道使用料に係る督促処分及び徴収処分に対してなされたものであり、2 の当該処分を行った処分庁につきましては、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第 6 条第 1 項の規定によりまして、市長から当該事務権限の委任を受けました青森市公営企業管理者企業局長となっております。

資料 2 ページをごらんください。当該審査請求に至った経過につきましては、3 の審査請求の経過にお示ししておりますとおり、処分庁であります企業局長が平成 28 年 4 月分、5 月分、6 月分の下水道使用料督促状及び平成 28 年 5 月分、6 月分、7 月分の下水道使用料納入通知書をそれぞれ審査請求人に送付したところ、当該処分を不服としてその取り消しを求める審査請求書が、資料右端に記載のとおり、それぞれの日付で青森市長宛てに提出されたものであります。

次に、2 ページの下段をごらんください。1 の審査請求人の主張であります。まず、下水道使用料の督促処分に係る諮問第 2 号、第 4 号、第 6 号につきましては、下水道使用料督促状の発行には 70.6 円の経費がかかっているにもかかわらず、企業局長は青森市下水道条例——以下下水道条例と申し上げます——には、使用料に係る督促手数料は徴収しないと書かれているから徴収しないと主張しているが、これは過てる下水道条例を根拠とした処分であり違法もしくは不当である。また、督促状に記載されている下水道使用料等の等とは、農業集落排水施設使用料——以下農排使用料と申しますけれども——このことであると処分庁は主張しているが、本件督促状には農排使用料という言葉は一切なく、本件督促状は何に対する督促なのか特定されていない

ため、違法もしくは不当であり、本件処分は取り消されるべきものであるというものであります。

次に、下水道使用料の徴収処分に係る諮問第3号、第5号、第7号につきましては、本件納入通知書は地方自治法施行令——以下法施行令と申します——第154条第3項で納入通知書に記載すべしとしている項目が記載されておらず、法施行令に規定する要件を欠いており違法である。また、納入通知書の表題に記載されている下水道使用料等の等については、先ほどと同様の理由により違法・不当であり、本件処分は取り消されるべきものであるというものであります。

資料3ページをごらんください。処分庁であります企業局長の主な主張といたしましては、まず、下水道使用料の督促処分に係る諮問第2号、第4号、第6号につきましては、処分庁は青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条の規定により下水道使用料の徴収及び還付に関することを受任しており、本件督促状による処分は地方自治法——以下法と申します——第231条の3などの規定に基づき行った処分である。また、本件督促状の下水道使用料等という記載については、下水道使用料と農排使用料を合わせて下水道使用料等と表記しているものであり、これは農排使用料の算定方法や徴収方法等が下水道使用料のそれと何ら違いがないこと、また、下水道使用料と農排使用料の督促を1件の督促状で行うことはあり得ないことから行っているものである。審査請求人は下水道を使用していることから、本件督促状の下水道使用料等とは、下水道使用料のことを指しており、同法第231条の3第1項の規定に照らし、処分を取り消すべき違法性及び不当性はないものと考えられるというものであります。

次に、下水道使用料の徴収処分に係る諮問第3号、第5号、第7号につきましては、本件通知書の様式は利用者サービスの向上や正確、迅速な収納事務を図るため、ほかの下水道事業者の下水道使用料等の納入通知書にも広く使用されている標準的な様式の一つであり、この様式にほかの下水道事業者と同じく必要な調査のもと決定した調定の内容、具体的には、下水道使用料の納入通知であること、金額算定にあたっての基礎となった使用水量、使用期間、金額、年月、使用場所、使用者名等々を記載しており、処分を取り消すべき違法性及び不当性はない。また、本件通知書の下水道使用料等という記載については、農排使用料の算定方法や徴収方法等が下水道使用料のそれと何ら違いがないこと及び同じメーターで下水道使用料及び農排使用料を算定するための排除した汚水の量を計量することはないため、下水道使用料及び農排使用料の納入通知書を1件の納入通知書で行うことはあり得ないことから行っているものである。審査請求人は下水道を使用していることから、本件通知書の下水道使用料等とは下水道使用料のことを指しており、この取り

扱いについて、関係法令の規定に照らし、処分を取り消すべき違法性及び不当性はないというものであります。

次に、お配りしております資料2審査請求に係る審査庁である市長の見解等についてごらんください。審査請求人及び処分庁の主張を踏まえ、一連の審理手続が行われ、審理員から意見書が提出されております。

まず、諮問第2号、第4号、第6号につきましては、本件事案に係る処分の違法性又は不当性について、審査請求人は下水道使用料督促状の発行に経費がかかっているにもかかわらず、下水道使用料にかかる督促手数料を徴収しないと規定した条例に基づく本件督促状による処分は違法もしくは不当であると主張する。

しかし、地方自治法第231条の3第2項では、普通地方公共団体の長は同条第1項の歳入について、同項の規定による督促を行った場合においては条例の定めるところにより手数料及び延滞金を徴収することができる旨規定されており、督促手数料を徴収するか否かは普通地方公共団体の裁量によるものであり、下水道条例第30条の2第3項では督促手数料を徴収しない旨規定しているため、処分の取り消しを求める理由としては採用することができない。

また、審査請求人は本件督促状に記載している下水道使用料等では、本件督促状が何に対する督促なのか特定されず督促状としての要件を欠いており、本件督促状による処分は違法もしくは不当であると主張する。しかし、処分庁は下水道使用料と農排使用料の徴収に係る事務に係る一連の取り扱いに違いがないこと及び下水道使用料と農排使用料の督促を1件の督促状で行うことはありえないことから、本件督促状においては下水道使用料等という記載をしているとのことである。

また、審査請求人は下水道を使用しているとのことであり、この点について争いはないため、本件督促状の下水道使用料等とは下水道使用料のことを指していることは明らかであり、本件通知書における下水道使用料等との記載が違法または不当であるとは言えないため、処分の取り消しを求める理由としては採用することができない。

また、審査請求人は審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件処分の取り消しを求める理由としては採用することができず、資料下段にある結論として、本件審査請求は棄却されるべきであるとの意見が示されております。

次に2ページをごらんください。諮問第3号、第5号、第7号につきましては、本件事案に係る処分の違法性または不当性について、審査請求人は処分庁が送付した納入通知書は同法施行令第154条第3項で納入通知書に記載すべしとしている項目が全て記載されていないことから、同法施行令に規定

する要件を欠いており処分は取り消されるべきであると主張する。

しかし、本件通知書は水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書など、納入通知書を構成するそれぞれの文書が一体となっており、当該記載方法及び記載内容をもって同法施行令第 154 条に規定された要件は欠いていないため、処分の取り消しを求める理由としては採用することができない。

また、審査請求人は、本件通知書に記載されている下水道使用料等の等とは農排使用料のことであることについて本件通知書には農排使用料という言葉はなく、違法・不当であると主張する。

しかし、先ほど御説明したことと同様、処分の取り消しを求める理由としては採用することができない。

また、審査請求人は審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件処分の取り消しを求める理由としては採用することができず、2 の結論として、本件審査請求は棄却されるべきであるとの意見が示されております。

資料下段をごらんください。当該審理結果を受けまして、審査庁において、審理員から提出された意見書及び事件記録並びに関係法令等を確認いたしました。が、本件処分について審理員が行った審理手続及び法令解釈等に誤りや不合理な点なども認められないため、その内容は妥当であるとの結論に至ったところであります。

したがいまして、審査庁といたしましては、審理員意見書のとおり、審査請求人の主張する違法または不当な点は認められないため、当該審査請求については棄却すべきものと考えております。

説明は以上であります。が、本件事案についての参考資料といたしまして審理員意見書及び事件記録をお配りしておりますので、あわせてごらんいただければと存じます。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

各委員から、各諮問について、総括的な御意見を伺いたいと思います。

御意見のある委員は発言をお願いします。山脇委員。

○山脇智委員 今、総務部長のほうから御説明を受けたんですけれども、審理員の意見書ですとか、市の弁明書、請求人からの反論書とかを見たんですけれども、その都度、市の説明が正しいというか、私はそのとおりだと思いますし、いつもしゃべっていることなんですけれども、この委員会の場でも一貫してこの請求を棄却してきた経緯があると思いますので、今回の諮問についても、

市の説明のとおり全て棄却でいいと思います。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、各諮問に対してどのように意見を述べるのか確認したいと思います。

まず、各諮問に対する意見は、答申書を作成の上、棄却、却下、認容などの意見を掲載することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 次に、答申書（案）の作成は、正副委員長に一任することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 次に、答申書（案）の確認は報告案件まで終了した後に、本委員会を暫時休憩とし、その間に正副委員長が答申書（案）を作成し、委員会再開後に答申書（案）の内容を確認するということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 また、その答申書（案）の確認の際には、理事者の出席は求めないこととしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、本委員会に付託されました諮問の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、諮問第2号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第7号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計6件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は、諮問第2号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第7号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計6件を一括してお諮りすることに決しました。

それでは、諮問第2号から諮問第7号までの計6件について、委員会としての結論を確認いたします。

諮問第2号から諮問第7号までの計6件についての市の見解は、棄却することが適切とのことでした。

また、委員から棄却すべきとの御意見がありましたが、本委員会としては棄却すべきであると答申すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号から諮問第7号までの計6件については、棄却すべきであると答申すべきものと決しました。

次に、請願第5号「平和大使事業の復活を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 平成29年6月6日付で平和大使復活を求める子どもと親でつくるピースリレー実行委員会から提出されました請願第5号平和大使事業の復活を求める請願に対しての市の考えにつきまして御説明申し上げます。

市では、平和事業として、平成26年度まで戦没者慰霊祭の開催及び平和祈念啓発活動を行っている団体に対する支援等を実施しており、平成27年度には戦後70年を迎えたことを契機に事業内容を拡充し、平和大使の派遣等を実施したところであります。

今年度の平和事業については、昨年度まで同事業に多額の経費を要していたことを踏まえ見直しを行った結果、平和大使の派遣について廃止したものであります。

請願者につきましては、今回の請願のほか、今定例会一般質問で仲谷議員からの御質問もありましたが、平和大使事業の復活を求める署名活動を行っていることも承知しております。

平和を求める市民の活動や市への要望については、請求者のみならず、多くの団体などからさまざまな内容のものが寄せられているところであります。こうした状況を踏まえまして、市といたしましては、本請願の趣旨については今後の平和事業の参考としてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。赤木委員。

○赤木長義委員 今、予算を削ったというような発言だったけれども、幾らぐらいかかっていたのか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 127万1000円です。

○奈良岡隆委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 そのような経費がかかっているから、要は、予算編成においてスクラップ・アンド・ビルドをしたという認識でよろしいですか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 そのような、いわゆる事業見直しで、スクラップ・アンド・ビルドの一つとして事業の見直しを図ったものであります。

○**奈良岡隆委員長** ほかに発言ありませんか。奈良委員。

○**奈良祥孝委員** 我が会派では、実は賛否の対応が分かれています。ここで賛成または反対としても、本会議では、多分、対応が違うということだけは前もって言うておきます。趣旨はもう十分わかっています。それで、我が会派も平和事業の実施を求めている。その平和事業の中に、包括的に考えると、このような事業も含まれるのではないかということで、賛成する議員の方々もいるのです。そこの対応は考えていきたいと思えます。

○**奈良岡隆委員長** それでは、各委員から、本請願について、採択・不採択・継続審査など、総括的な御意見を伺いたいと思えます。

御意見のある委員は、発言をお願いします。赤木議員

○**赤木長義委員** スクラップ・アンド・ビルドの結果ということなので、不採択ということではいきたいと思えます。

○**奈良岡隆委員長** 仲谷委員。

○**仲谷良子委員** 一般質問でも述べたとおり、127万1000円という金額は今年の当初予算でいけば0.001%ぐらいでしかない。子どもの平和に対しての考え方については、やはり市としてきちんとした責任というか、考え方をもって進めるべきだと思えます。ですから、私はこの請願に賛成です。

○**奈良岡隆委員長** それでは、請願第5号についてお諮りいたします。

請願第5号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第5号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○**奈良岡隆委員長** 起立多数であります。

よって、請願第5号は採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び諮問並びに請願の審査は終了いたしました。

○**奈良岡隆委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開時刻は、12時30分からといたします。

委員会再開後に、正副委員長が作成した答申書案を確認していただきます。よろしくをお願いします。

午後0時15分休憩

午後0時30分再開

○奈良岡隆委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

先ほど棄却すべきであると答申すべきものと決した諮問第2号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第7号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計6件に対する答申書（案）について、ただいまから審査いたします。

まず、先ほど各諮問に対してどのように意見を述べるかについては、答申書を作成し答申することとし、答申書（案）の作成については、正副委員長に一任されました。

また、各諮問については、全員異議なく、審査請求について棄却すべきであると答申すべきものと決したところであります。

そこで、各諮問に対する答申書（案）をお手元に配付しておりますので、答申書（案）の内容について、副委員長から説明させます。村川副委員長。

○村川みどり委員 それでは、諮問第2号、諮問第4号及び諮問第6号について御説明いたします。

「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申案ですが、お手元の答申書（案）のとおり、下水道使用料の督促に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は妥当である。

したがって、下水道使用料の督促処分に対する審査請求については棄却すべきである。

以上の案を提案したいと思います。

続いて、諮問第3号、諮問第5号及び諮問第7号について御説明いたします。

「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）ですが、お手元の答申書（案）のとおり、下水道使用料の徴収に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は妥当である。

したがって、下水道使用料の徴収処分に対する審査請求については棄却すべきである。

以上の案を提案したいと思います。

○奈良岡隆委員長 それでは、各諮問に対する答申書（案）について各委員から御意見等をいただきたいと思います。御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 意見はないようですので、各答申書（案）のとおり答申することよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、各答申書（案）のとおり答申することに決し

ました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託された諮問に対する答申書(案)の審査は終了いたしました。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(審 査 終 了)